

別記様式（第4条関係）

会 議 録

| | | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 会 議 の 名 称 | 平成24年12月28日 臨時庁議 | |
| 開 催 日 時 | 平成24年12月28日（金） 午前8時53分 ～ 午前9時58分 | |
| 開 催 場 所 | 市長公室 | |
| 出 席 者 | 富岡市長、小澤副市長、和田教育長、田中審議監、小林総務部長、佐藤市民環境部長、安田福祉部長、中村健康づくり部長、柳原都市建設部長、関根会計管理者、池田水道部長、丸山議会事務局長、中島学校教育部長、田中生涯学習部長、星野監査委員事務局長 （事務局） 上野副審議監、佐藤政策企画室主幹兼室長補佐、同室政策企画係浅見主事、田中秘書室長 | |
| 会 議 内 容 | （1）平成25年第1回朝霞市議会臨時会提出議案について | |
| 会 議 資 料 | （1）平成25年第1回朝霞市議会臨時会提出議案 | |
| 会 議 録 の 作 成 方 針 | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録 | |
| | ■要点記録 | |
| | <input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年） | |
| | 電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間 | <input type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月 |
| 会議録の確認方法 出席者の確認及び事務局の決裁 | | |
| そ の 他 の 必 要 事 項 | | |

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

【市長あいさつ】

【議題】

（１）平成２５年第１回朝霞市議会臨時会提出議案について

議案第１号 平成２４年度朝霞市一般会計補正予算（第６号）

議案第２号 平成２４年度朝霞市介護保険特別会計補正予算（第３号）

議案第３号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（小林総務部長）

- ・議案第１号から議案第３号まで、一括して説明する。
- ・今回の補正予算は、新たに条例で附属機関を１６機関設置することに伴い補正するものである。
- ・議案第１号、一般会計の補正額は、歳入歳出それぞれ１４万３，０００円の増額で、これを含めた累計額は、３６０億２，８１６万５，０００円である。
- ・歳入について、繰入金は、財政調整基金からの繰入金を１４万３，０００円増額している。
- ・歳出について、一般会計の対象となる附属機関は１２機関で、報酬のうち委員報酬を１２０万７，０００円増額する一方、要綱で設置していた会議体を条例に基づく附属機関とすることに伴い、報償費のうち委員謝金を１４９万６，０００円減額する。旅費は、会議出席費用弁償などを計上することにより、３７万８，０００円増額する。繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、一般会計と同様の補正を行うものである。これらを合わせ、歳出総額は１４万３，０００円の増額である。
- ・議案第２号、介護保険特別会計の補正額は、歳入歳出それぞれ４万６，０００円の増額で、これを含めた累計額は、５０億７，２２５万５，０００円である。
- ・歳入について、繰入金は、一般会計繰入金のうち、その他繰入金を５万６，０００円増額している。
- ・歳出について、介護保険特別会計の対象となる附属機関は２機関で、報酬のうち委員報酬を１４万４，０００円増額する一方、報償費のうち委員謝金を１２万円減額する。旅費は、会議出席費用弁償を計上することにより２万２，０００円増額する。
- ・以上１４機関が補正予算の対象であり、残る２機関は、条例の制定のみ行うこととなる。
- ・議案第３号について、前述のとおり条例全体の改正は１６機関あるが、一般会計と介護保険特別会計の対象となる１４機関の報酬及び費用弁償を計上する形となっている。
- ・改正については、公布の日から施行したく考えており、臨時会終了後直ちに公布する予定である。

[意見等]

なし

（田中審議監）

- ・議案第４号から議案第１９号までの共通部分について、一括して説明する。個別に補足があれば、各担当部長から説明をお願いします。

- ・今回の条例制定議案は16議案あり、地方自治法第138条の4第3項の附属機関に該当すると考えられる会議体については、法令または条例で設置を行わなくてはならないとの規定に基づき適正化を図るものである。
- ・今回の16機関は、政策企画室が全庁に照会したところ、要綱等で設置している会議体が38機関あるとの結果となり、そのうち、今年度中に会議の開催や事務処理等の関係で緊急に条例化をし、適正化を図らなくてはならない16機関を抽出し、臨時会に上程するものである。その他の会議体については、今後さらに精査した上で、必要なものを3月以降の定例会に上程する予定で事務を進めていきたいと考えている。
- ・今回の条例案については、基本的に現行の要綱を基礎としている。考え方として、現行の要綱で設置されている会議そのものの継続性の問題があり、設置根拠が変わるからといって、積み重ねてきた内容が白紙になることはないと考えている。
- ・基本的な形式については、総合振興計画審議会条例を基に可能な範囲で統一化している。
- ・政策企画室で各部署に依頼し、条例案に加えたものは、現在運用が始まっている無作為抽出による公募委員の候補者名簿からの市民委員の選出という部分である。従来の立候補制による公募による市民と併せて明確に規定することとし、「公募による市民又は公募委員候補者名簿に登載された市民」との表現を新たに追加している。

議案第4号 朝霞市外部評価委員会条例

(田中審議監)

- ・現行要綱に基づいており、大きな変更点はないが、「公募委員候補者名簿に登載された市民」を委員構成に追加している。

[意見等]

なし

議案第5号 朝霞市庁舎等整備方針検討委員会条例

(小林総務部長)

- ・現行要綱では職員も委員としていたが、条例案では職員を委員から外し、事務局で対応することとしている。
- ・「公募委員候補者名簿に登載された市民」を委員構成に追加している。

[意見等]

なし

議案第6号 朝霞市入札監視委員会条例

(小澤副市長)

- ・現行要綱に基づいており、大きな変更点はない。

[意見等]

なし

議案第7号 朝霞市教育振興基本計画策定委員会条例

(中島学校教育部長)

- ・現行要綱に基づいており、大きな変更点はないが、「公募委員候補者名簿に登載された市民」を委員構成に追加している。

[意見等]

なし

議案第 8 号 朝霞市就学支援委員会条例

(中島学校教育部長)

- ・委員構成について、現行要綱では「学識経験者」としていたところを、条例化に当たり「学識経験を有する者」に名称変更している。

[意見等]

なし

議案第 9 号 朝霞市学校給食物資選定委員会条例

(中島学校教育部長)

- ・現行要綱に基づいており、大きな変更点はない。

[意見等]

なし

議案第 10 号 朝霞市地域福祉計画進行管理委員会条例

(安田福祉部長)

- ・現行要綱では、委員会の名称を「第 2 期朝霞市地域福祉計画進行管理委員会」と「第 2 期」に限定していたが、条例化に当たり「第 2 期」を外し、「朝霞市地域福祉計画進行管理委員会」とした。
- ・「公募委員候補者名簿に登載された市民」を委員構成に追加している。
- ・委員の任期を「委嘱の日から計画期間終了の日まで」から「5 年以内」に変更した。

[意見等]

なし

議案第 11 号 朝霞市保育園等運営審議会条例

(安田福祉部長)

- ・現行規則では、審議会の名称を「朝霞市保育園運営審議会」としていたが、条例化に当たり「等」を追加し、「朝霞市保育園等運営審議会」とした。これは、認可外保育施設の指導監督要綱の中で、指導勧告にも関わらず改善が行われない場合は朝霞市保育園運営審議会の意見を聴くとしていたことから、「保育園等」としたものである。
- ・現行の条例案では、第 6 条の委員の任期について、「2 年」としているが、他の条例に合わせ「2 年以内」に修正する。

[意見等]

なし

議案第 12 号 朝霞市児童虐待防止等検討委員会条例

(安田福祉部長)

- ・現行要綱では、審議会の名称を「朝霞市児童虐待事例振返り作業委員会」としていたが、条例化に当たり「朝霞市児童虐待防止等検討委員会」に変更する。

[意見等]

なし

議案第13号 朝霞市老人ホーム入所判定委員会条例

(中村健康づくり部長)

- ・委員構成について、現行規則では「老人福祉指導主事」と古い名称を使用していたため、条例化に当たり「社会福祉主事」に改めた。また、「地域包括支援センターの長」を新たに追加した。
- ・委員の任期を「1年」から「1年以内」に変更した。

[意見等]

なし

議案第14号 朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例

(中村健康づくり部長)

- ・現行要綱では、審議会の名称を「朝霞市高齢者福祉計画推進会議」としていたが、条例化に当たり「朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議」に変更する。これは、従来から、高齢者福祉計画推進会議において介護保険事業計画についても審議していたが、介護保険の文言が会議名に出てこないのはおかしいのではないかとの議論があり、他市でも併記している事例が多いことから、今回このように名称変更するものである。
- ・委員構成について、現行要綱では「被保険者代表」としていたところを、「公募による市の介護保険被保険者の代表者」に改めた。

[意見等]

(富岡市長)

- ・「公募による市の介護保険被保険者の代表者」について、「公募による」のであれば「代表者」ではないのではないかと。
- (中村健康づくり部長)
- ・「の代表者」を削除し、「公募による市の介護保険被保険者」に修正する。

議案第15号 朝霞市障害者自立支援協議会条例

(安田福祉部長)

- ・障害者自立支援法において、自立支援協議会が明確に位置付けられたことから、所掌事務及び構成員を整理した。
- ・経過措置について、法律の名称が平成25年4月1日から「障害者自立支援法」から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に変わるため設けたものである。

[意見等]

(小澤副市長)

- ・経過措置について、3月の定例会で再度条例を修正することとなるのか。
- (安田福祉部長)
- ・自動的に修正されるため、不要である。

議案第16号 朝霞市障害者プラン推進委員会条例

(安田福祉部長)

- ・障害者基本法が平成23年7月に改正されたことから、その内容を含め、所掌事務を整理した。
- ・「公募委員候補者名簿に登載された市民」を委員構成に追加している。

[意見等]

なし

議案第17号 朝霞市地域包括支援センター運営協議会条例

議案第18号 朝霞市地域密着型サービス運営委員会条例

(中村健康づくり部長)

- ・議案第17号及び第18号については、一つの要綱であったものを分割して条例化するものである。
- ・地域包括支援センター運営協議会の委員構成について、現行要綱では「その他市長が必要と認める者」を挙げていたが、該当する場合はないため、条例化に当たり削除した。
- ・委員の任期を「3年」から「3年以内」に変更した。

[意見等]

なし

議案第19号 朝霞市健康づくり推進協議会条例

(中村健康づくり部長)

- ・現行規程では、所掌事務に「感染症対策に関すること」を挙げていたが、この「感染症対策」を、現在、国や県では「健康危機対策」に置き換えているため、表記を合わせた。また、「協議会において必要と認める事項」をより具体的に「市民の健康づくりに関すること」に変更した。
- ・委員の任期を「2年」から「2年以内」に変更した。

[質疑等]

なし

(小林総務部長)

- ・議案第5号について、委員の任期の文言を議案第12号に合わせ、「検討及び提言が終了する日まで」に修正する。

[結果]

議案第5号、第11号、第14号について、文言を一部修正する。

【閉会】